

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

■地域の人口構造

日出町は、昭和39年に大分地区新産業都市開発地域の指定を受け、また、昭和59年には県北国東地域テクノポリスの地域指定を受けるなど、高度技術産業の集積が進んできた。この間、住宅団地の造成、下水道の整備、日出土地区画整理事業の推進など住環境の整備にも努めてきた。また、JR日豊本線の複線化、大分自動車道、東九州自動車道、大分空港道路、日出バイパスなど交通網の整備も進み、大分県内での交通の要衝となっていた。このため、町外からの人口流入により昭和40年代以降順調に増加を続けてきた。

しかし、現在では若干の減少に転じており、令和2年国勢調査における本町の人口は27,723人と前回から335人減少、0～4歳人口は44人減少、14歳未満の人口は130人減少といった状況で、少子化による人口減少を表す結果となっている。また、高齢化率は、平成17年国勢調査時が22.3%だったものの、平成22年24.7%、平成27年28.7%、令和2年では30.9%と年々高齢化が進んでおり、全国的な少子高齢化社会の進展と同様の状況となっている。

■産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査における産業別就業人口の構成は、第1次産業6.7%、第2次産業33.9%、第3次産業59.1%となっている。平成22年の調査では、それぞれ7.9%、23.8%、67.4%だったことから、第1次産業と第3次産業は減少、第2次産業は増加という状況になっている。

中小企業が大部分を占める町内企業は、昨今の厳しい経済情勢の中での企業存続・発展のため、地域資源を活用した新製品開発、経営・技術革新や販路開拓、雇用の維持・確保などに意欲的に取り組んでいる。このため、これらの取り組みへの積極的な支援と併せて、企業誘致の推進やベンチャー企業の育成により、町内のものづくり産業の重層化を図ることが求められている。

(2) 目標

中小企業者が先端設備を導入するなど投資を促進することで、町内企業の成長だけでなく地域の発展もめざす。このため、先端設備等導入計画の認定件数については、1年で5件を目標とし、2年間の計画期間中においては10件をめざすものとする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者においては、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることから、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者においては、それぞれの多様な取り組みにより企業の発展に努めている状況であり、本町としても積極的な支援を行う必要があると考えている。とりわけ、中小企業者が所有している機械設備等については、老朽化が進んでいる状況であり、生産性向上をめざすうえでのハードルとなっている。

このような状況に鑑み、各種産業における多様な設備投資を支援する必要があると考えられることから、本計画において対象とする先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町では、中小企業の事業所が町内の様々な箇所に点在していることから、本計画における対象地域は日出町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町には、多様な業種の中小企業者が存在していることから、本計画においては、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者の全業種を対象とする。また、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は2年間（令和5年6月21日～令和7年6月20日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に際しては、以下の点に配慮する。

- ① 人員削減を目的とした取り組みについては、先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取り組みについては、先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域社会の発展がなされるよう配慮する。
- ③ 町税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定対象としない等、納税の公平性に配慮する。